

1 ③被災した事業者の事業継続を支援します

台風 15 号の被災事業者を対象に市単独の「事業継続支援金」を創設

1 目的

台風 15 号により事業用建物や事業用資産に被害を受けた市内事業所等に対し、復旧による事業継続を支援するための支援金を 11 月議会に上程する予定です。

2 事業内容

項目	内 容
対 象 者	令和4年台風 15 号により被災した市内に事業所、営業所を有する ・中小企業者 ・中小企業者が組織する団体 ・社会福祉法人、医療法人等の一部非営利法人 ※農業者、農業法人は除く。 ※一部非営利法人については、従業員数 300 人以下が対象。
支給条件 ①～④を全て満たすこと	①【被災による一定以上の損害発生】 事業用の建物または建物と一体で使用する事業用資産が、浸水等により被災している。(被災・罹災証明で確認) ※浸水等…浸水・土砂流入・その他市長が認めるもの ②【事業継続のための修繕等】(修繕・更新) ①により被災した事業用建物または事業用資産の修繕、更新を行う。(修繕・更新前後の写真で確認) ③【修繕等費用の発生】 ②の費用が 20 万円以上であること。 (領収書等により確認) ④ 営業の実態があり、復旧後も引き続き事業継続の意思があること。(署名にて確認)
支 給 額	1 事業者につき 20 万円

3 スケジュール

令和4年 12 月

～令和5年2月 申請受付⇒随時支給処理

4 予算

- ・ 11 月補正 (先議) に上程予定
- ・ 予算額 : 30,000 千円(20 万円×150 事業者)